

国民年金のお知らせ

手続きを忘れていませんか？

年金にはさまざまな手続きがありますが、皆さんは必要な手続きを忘れていませんか？
今回は各手続きの中で、重要ですが忘れてしまいやすい手続きについてお知らせします。

国民年金の加入手続き

「年金事務所がやってくれるのでは？」と考えている方も多いのではないのでしょうか。しかし、国民年金の加入手続きはご自身で行わなければなりません。

この手続きは、次の方が必要となります。

- ・20歳になる方
- ・社会保険から抜けた方
- ・厚生年金に加入している方の扶養から抜けた方

該当する方で手続きをまだ行っていない場合は、年金事務所又は町民課で手続きを行ってください。

保険料の免除申請

国民年金に加入している方で、経済的に保険料を納めることが困難な方のために「保険料の免除・納付猶予申請」という制度があります。この制度は、前年度の所得額に応じて「全額免除」「3/4免除」「半額免除」「1/4免除」「納付猶予」とそれぞれ判定され、保険料の免除又は納付期限を遅らせることができます。ただし、免除になった場合、納付の必要はありませんが、年金を受給する際、受取れる額が少なくなってしまうのでご注意ください。

その他の免除申請

***学生特例免除**：20歳になり国民年金の被保険者となった方で、学費を支払いながら年金保険料を納めるのが大変という大学生などの方のために、特例で保険料の免除を受けることができる制度です。国民年金の被保険者となってから、在学中に限り保険料が免除される制度で、在学期間の分かる学生証の写し又は在学証明書を添付して申請することができます。

***産前産後免除**：今年4月から始まった免除制度で、出産予定月の前月から4か月間保険料が免除されます。他の免除制度とは違い、免除期間分の保険料は納付されたものとしてみなされます。産前・産後どちらでも申請することができます。産前の場合、出産予定月の6か月前から母子手帳の写し等を添付して申請することができます。

仕事を離職されてから上記の手続きをしていない方が多くみられます。

国民年金への加入手続きや、必要な方は免除手続きを忘れずに行いましょう！

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681(直通)
函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165(国民年金課)